

岩手県告示第238号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの（平成20年岩手県告示第248号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、公共施設省エネ・グリーン化推進事業費補助、 <u>住宅用新エネルギー等導入促進事業費補助</u> 、事業者用新エネルギー等導入促進事業費補助及び廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業費補助	環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、公共施設省エネ・グリーン化推進事業費補助、 <u>廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業費補助</u> 及び被災家屋等太陽光発電設備導入費補助
[略]		[略]	
資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助、 <u>微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業費補助</u> 及び災害廃棄物処理促進事業費補助	資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助及び災害廃棄物処理促進事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			